



<参考事例（防災機能の強化）－西富久地区再開発（東京都新宿区）>

- ・建物構造に制振構造を採用し、防災備蓄倉庫や非常用発電設備の設置等、東日本大震災等の教訓を生かした防災機能の強化が行われている。

構造 	防災備蓄倉庫 	マンホールトイレ
デュアル制振構造	新宿区の防災倉庫設置	3箇所設置

非常用発電機設備 	防火水槽 	防災センター
非常用電源 3日分 対応 (予定)	3箇所計140t の 防火水槽	4名体制 ^{※1} の 警備員

*1 サービス内容については今後変更となる場合があり、将来に遡って確定されたものではありません。
近々災害時の生活継続と日常生活への早期復帰を目的とした新防災システムをリース発表予定。



出典：西富久地区再開発組合資料

<参考事例（積極的な緑化）>



店舗入口部分の壁面緑化：茶屋町東地区再開発



建物屋上部分の緑化と広場整備：東急プラザ表参道



第5章 実現に向けた整備手法など

5-1. 整備の考え方

整備に際しては、前章で示した将来ビジョンや再開発のシナリオに基づき、アーケードや路地裏といった街の骨格を活かしながら、段階的・連鎖的な建物更新（建替え、リノベーション等）を進める必要があります。

人々が訪れたくなる魅力ある地区となるためには、これらの建物更新と、地域のルールづくり（規制）や課題改善に向けた制度見直し（緩和）を組み合わせ、ハード・ソフト両面で取り組むことが効果的です。





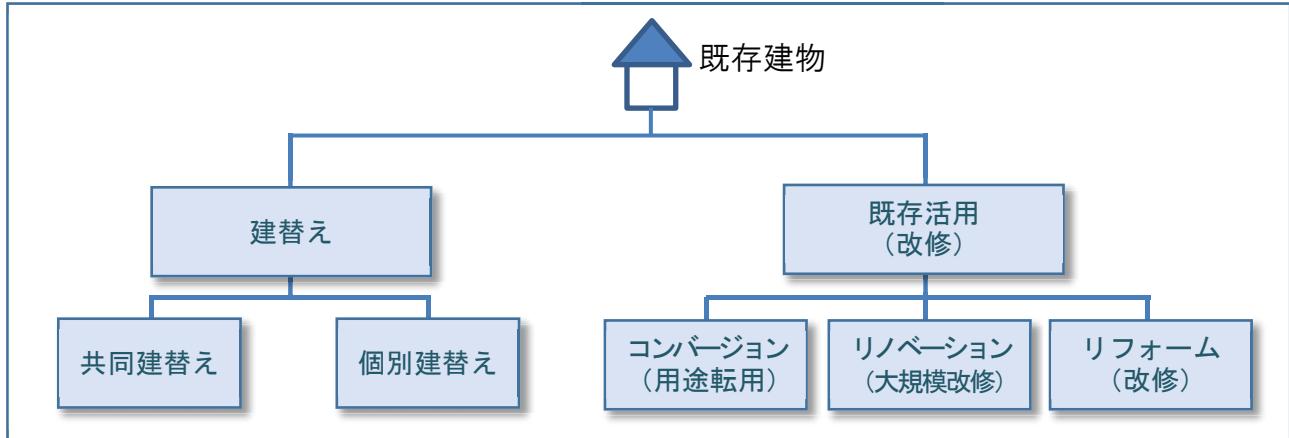
5-2. 建物更新の手法

(1) 建物更新のパターン

建物更新の手法としては、建替えか既存建物を活用した改修の2つに分けられます。

建替えには、個別で建替えるか複数の建物や権利を合わせる共同建替えがあります。

改修には、その目的や程度によって、リノベーション、コンバージョン等の方法があります。

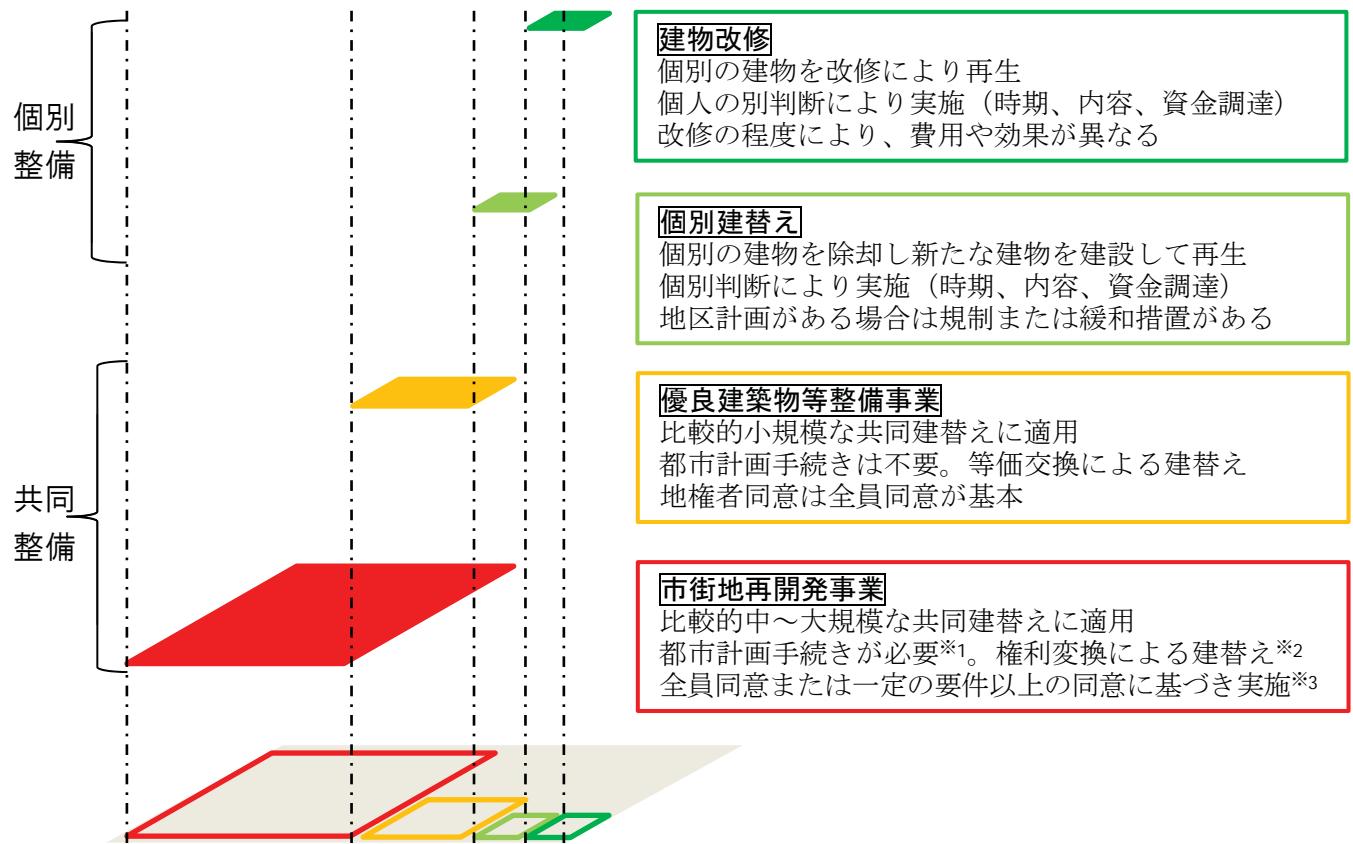




(2) 建物更新のイメージ

時代の変化に対応しつつ、人々が訪れたくなる魅力ある地区とするためには、これらの建物更新を適切に組み合わせる必要があります。

また、地区内の建物を共同建替えによって一体的な建築物を整備する場合、一定の要件を満たす場合には、「市街地再開発事業」や「優良建築物等整備事業」といった事業手法があり、補助制度の活用も可能です。



建物更新の展開イメージ

※1：個人施行の市街地再開発事業の場合、都市計画事業でなくても事業を実施することは可能（ただし非補助事業となる）

※2：第一種市街地再開発事業の場合、権利変換方式となる

※3：個人施行または都市再開発法第110条に基づく権利変換計画は全員同意が必要。それ以外の場合、権利変換計画は縦覧による



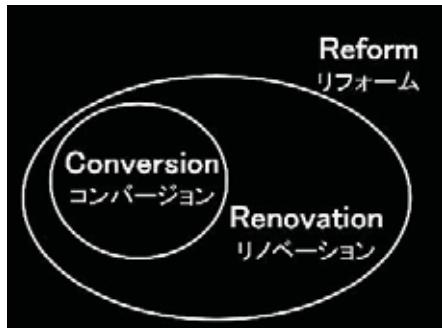
(3) 整備手法の概要

①建物改修

現在の建物の一部または全部を活用し、建築物の構造・規模・機能を維持しながら、性能の向上を目的として改造（リフォーム）。

近年では、従来の用途を別の用途の建物として再利用する方法（コンバージョン）や、老朽化した家屋を大規模に修繕してイメージの刷新を図る方法（リノベーション）等を行うケースが増加しています。

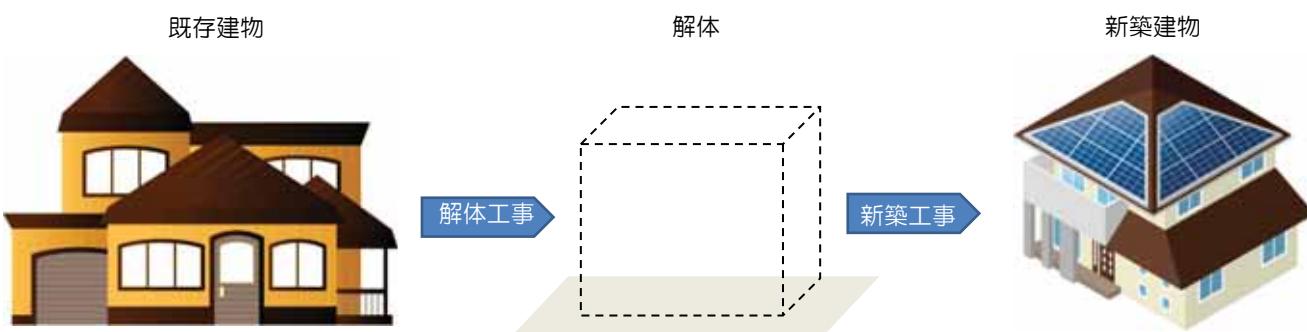
建物改修の概念図



②個別建替え

現在ある建物を一旦解却し、今の敷地に新しい建築物を建築。

老朽化している建物の場合、最新の建築技術を適用することにより、耐久性や耐火性、環境性能等が高い建物に更新することが可能。

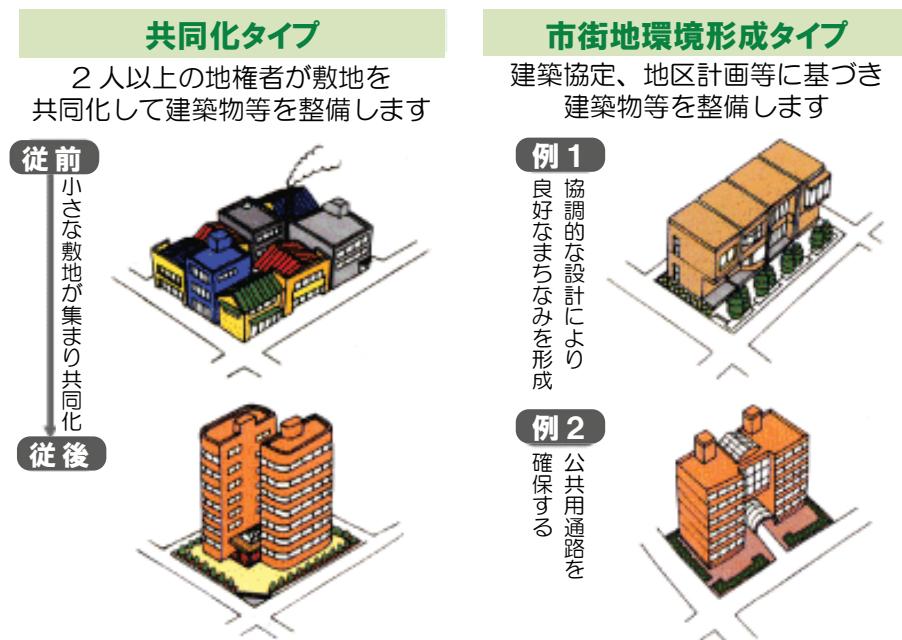


個別建替え イメージ図



③優良建築物等整備事業

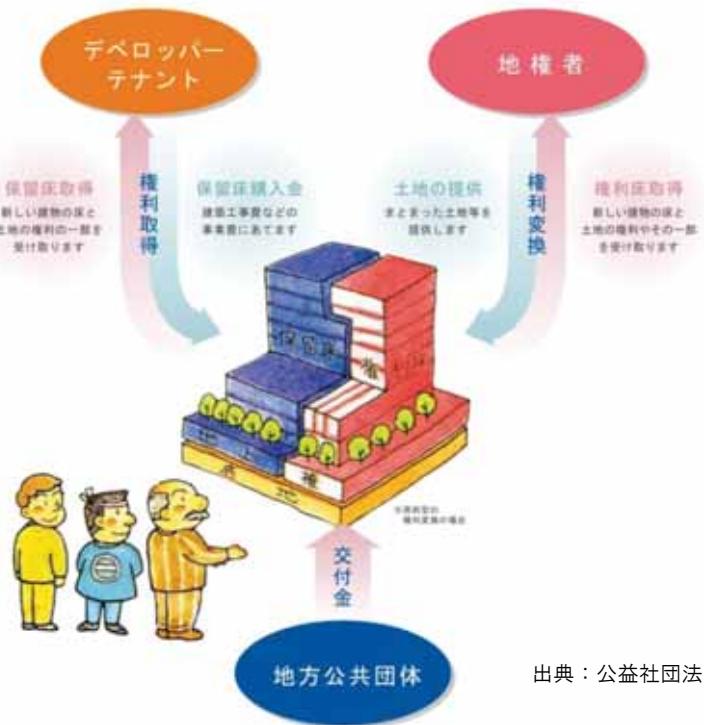
優良建築物等整備事業は、さまざまな形で行われる民間の建築活動の適切な誘導により、市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を推進していくため、国、地方公共団体が必要な整備助成を行う制度です。また本事業は、国の制度要綱に基づく事業であり、一定の空地確保、土地の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等に支援が行われます。



④市街地再開発事業

出典：公益社団法人全国市街地再開発協会HP

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするもので、都市再開発法に基づき行われる事業です。



出典：公益社団法人全国市街地再開発協会HP



5-3. 地域のルールづくりと課題改善に向けた制度見直し手法

地区課題として、「前面道路の幅員が狭いため効率よく建替えできない」点が挙げられますが、これは建築物に対する前面道路幅員に伴う斜線制限や容積率制限が影響しています。

この課題への対処としては、都市計画法に基づく「地区計画」の中に、「街並み誘導型地区計画」（都市計画法第12条の10）があり、道路に対する壁面の位置の制限等を定めることで、これらの規制の適用を除外することが可能です。

整備にあたっては、「街の環境改善のために守るべきルール」と、「整備課題の改善に向けた既存の規制緩和」を併せて実施していくことが効果的であり、こうした制度の適用について、今後、地元組織と連携しながら検討します。



斜線制限により建物形態に影響を受けている例（L字地区内）

○街並み誘導型地区計画に定める項目

地区計画の方針 (区域の整備・開発及び保全の方針)		<ul style="list-style-type: none">・地区計画の目標・土地利用の方針・地区施設の整備の方針・建築物等の整備の方針・その他当該区域の整備・開発及び保全の方針			
地区整備計画	地区施設の配置 及び規模	<ul style="list-style-type: none">・道路、公園、緑地、広場、その他の公共用地			
	建築物等に関する事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none">・容積率の最高限度・敷地面積の最低限度・壁面の位置の制限（工作物設置含む）・建築物の高さの最高限度		斜線制限や 前面道路幅員による 容積率制限が緩和
		任意項目	<ul style="list-style-type: none">・建築物の用途の制限・容積率の最低限度・建築物等の形態、意匠の制限 など		



○街並み誘導型地区計画を適用した地区の事例

地区名称	自由が丘サンセットエリア地区	元町仲通り地区
所在地	東京都目黒区	横浜市中区
地区面積	約 2.4 h a	約 5.1 h a
立地特性	駅前商業地	中心商業地
規制緩和の説明図	<p>建築物の外壁など※2は、1号壁面線、2号壁面線を超えて建築できません。</p> <p>※2) 墙、柵、門を含む。なお、高さ2.5m以上に設ける庇、戸袋、開口部の外開き部分などは建築可。 ※3) 幅員4m未満の場合は、道路中心線から水平距離2mの線。</p> <p><街路空間の演出、憩い空間の創出、周辺環境への配慮の例></p>	
出典：大田区HP		出典：横浜市HP
地区写真		



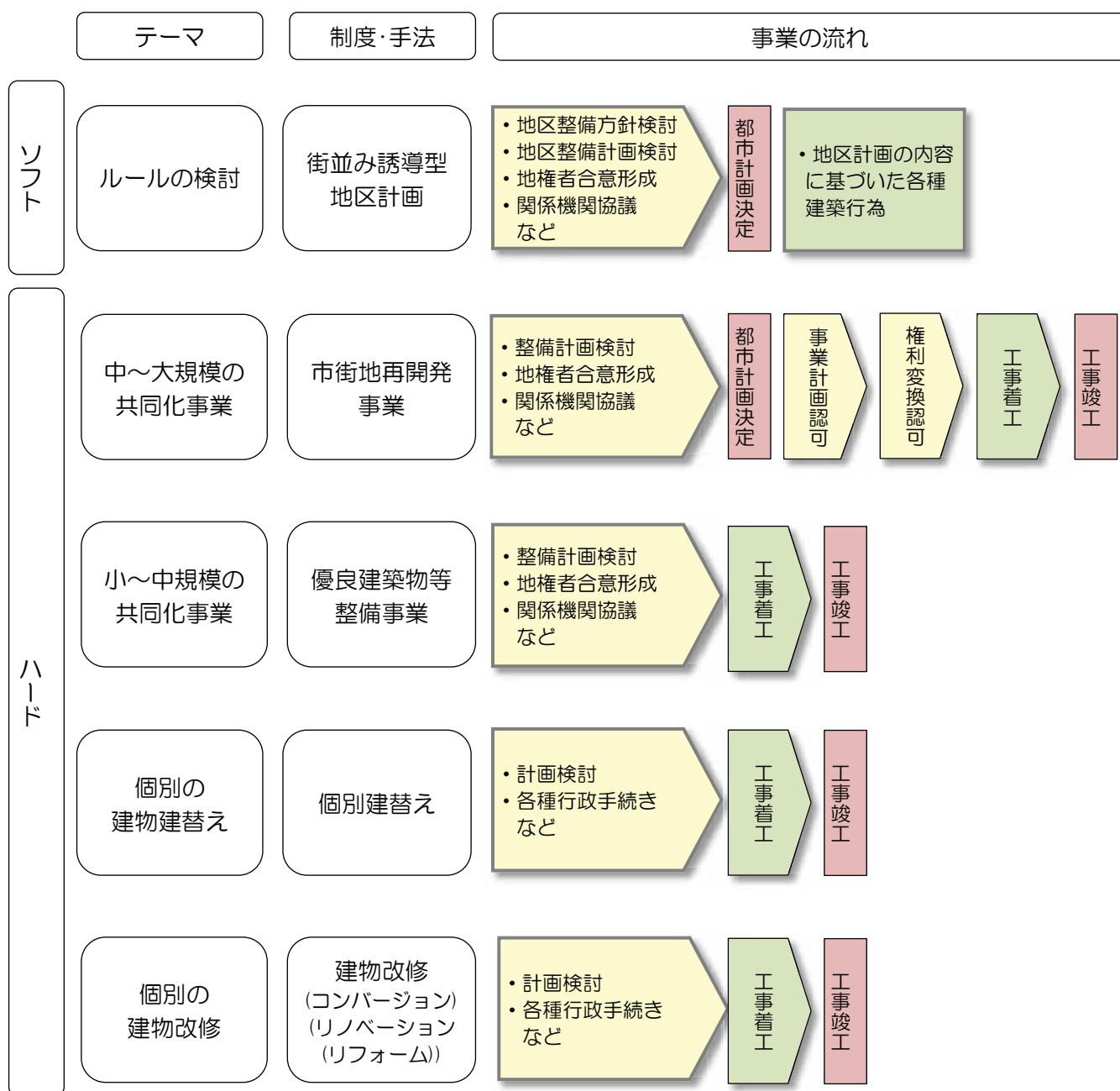
5-4. 今後の流れ

(1) 事業の流れ

今後、基本計画で整理した課題や将来ビジョンを踏まえ、地元組織を中心として整備計画の検討や地権者の合意形成、建替え事業の実施に向けた必要な手続きを経て、建築工事の完成まで建替え更新を推進していく必要があります。

また、事業手法の中で市街地再開発事業を用いた建替え更新を行う場合は、都市計画手続きや事業認可手続きも併せて進めていく必要です。

○各事業の流れ



※上記の内容は進め方の流れを示したものです。



(2) 計画の実現に向けた体制づくり

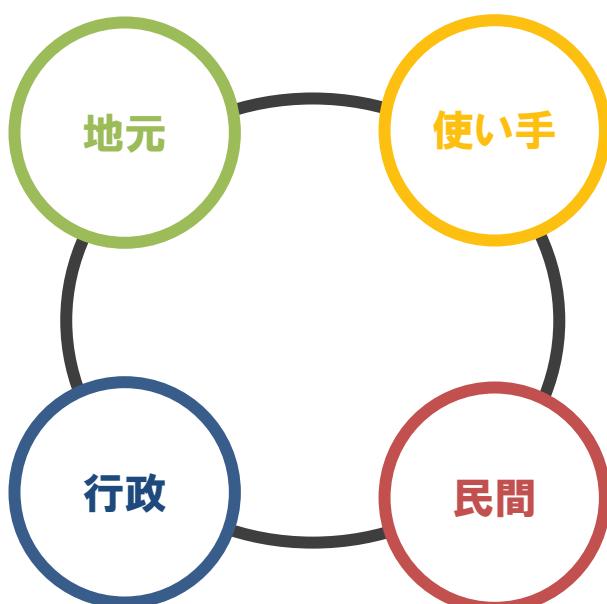
訪れたくなる魅力ある「交流核」となるためには、地元住民はもちろん、商業者、地権者、企業、行政など様々な関係者が参画し、協働でまちづくりを推進していく必要があります。

そして、街の「新しさ・面白さ」を発信し続けるためには、地域のファンを増やすとともに、まちづくりの担い手を育てていくことも大切です。

計画の実現に向けては、地権者等の所有者意見に加え、利用者の視点や、施設・広場などの管理・運用に関する各種提案など、「使い手」の意見も踏まえ、段階的にまちづくりを企画・実施・検証していくための組織「(仮称)市民サポート会議」の設置を予定しています。

組織は、まちづくりや開発に関わるプロデューサーやディベロッパー等の専門家や、「使い手」が参加しながら、お互いが自由にアイデア提案できる「場」とし、今後、地元組織が中心となって作成する再開発プランについても、意見交換できる体制を構築するとともに、円滑な組織運営に努めます。

(仮称)市民サポート会議の体制 (案)



- (使い手の構成イメージ)
- ・アーバンデザインセンター
 - ・学生
 - ・子育て世代
 - ・シニア世代 など

- (民間の構成イメージ)
- ・まちづくり会社
 - ・プロデューサー
 - ・ディベロッパー
 - ・メディア（雑誌編集など）
 - ・企業（地元や全国） など

(活動内容イメージ)

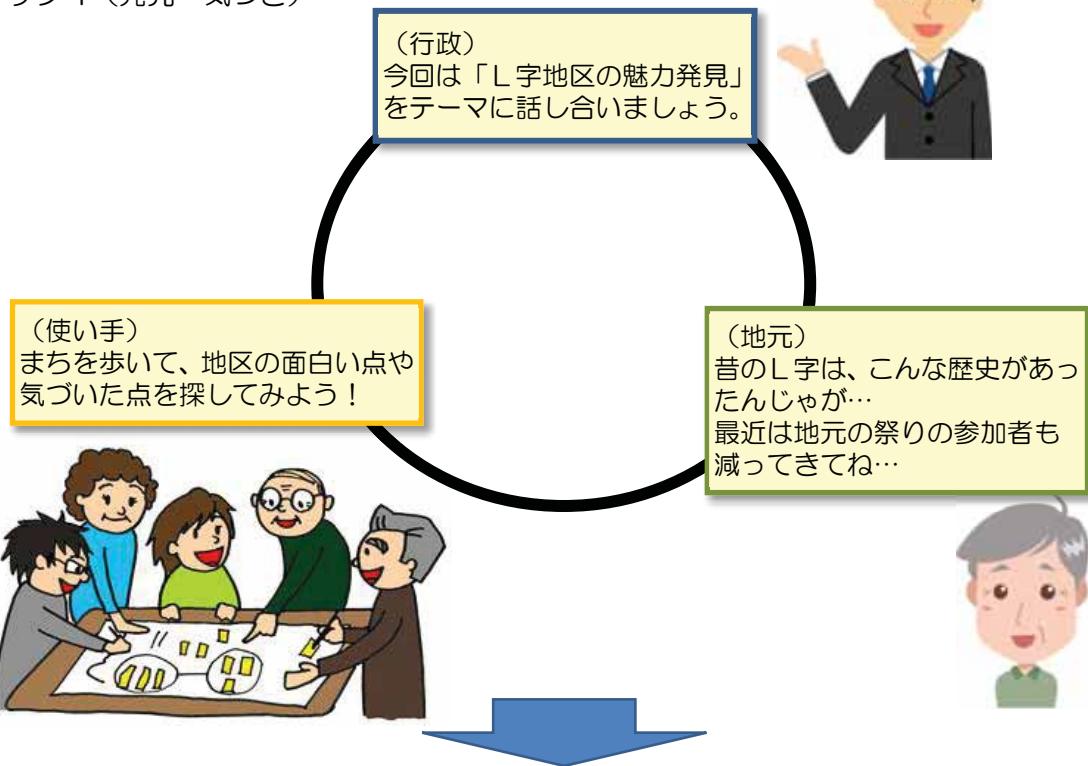
- ・ファンを増やすための企画・提案
- ・まちの担い手育成
- ・再開発プランに関する意見交換
- ・広場の使い方の提案
- ・タウンネームの検討 など



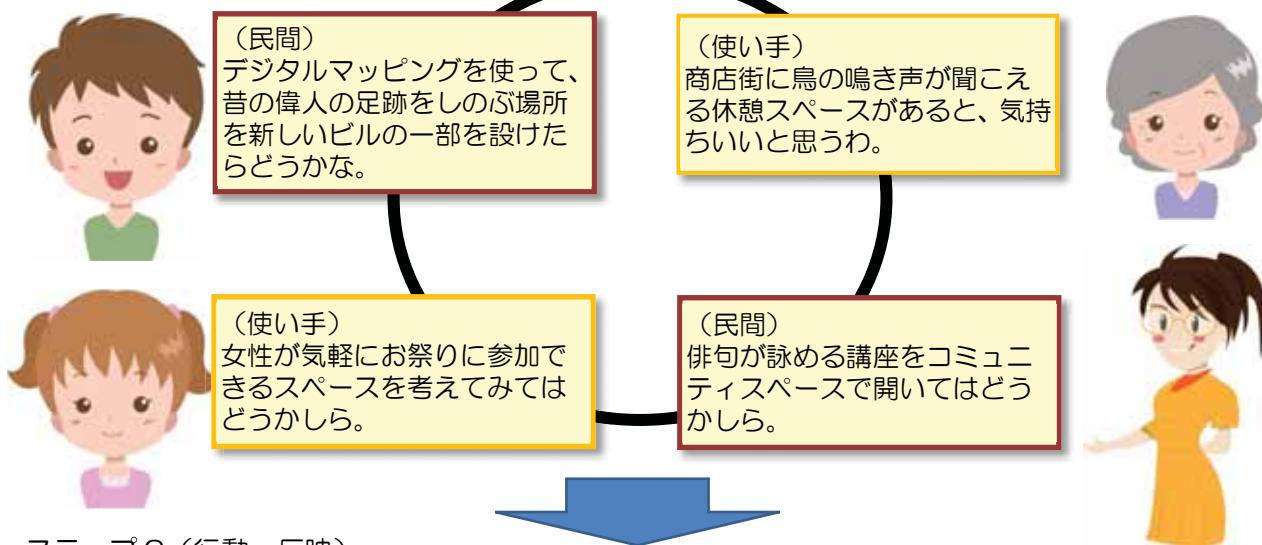


(仮称) 市民サポート会議の進め方イメージ

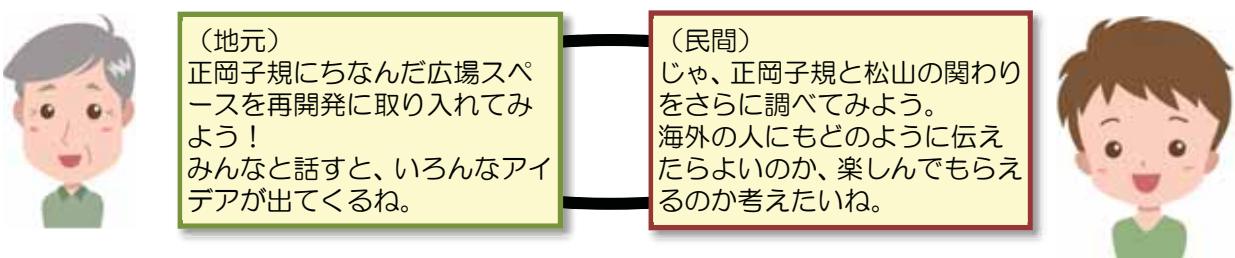
ステップ1 (発見・気づき)



ステップ2 (企画・提案)



ステップ3 (行動・反映)



第6章 検討体制(銀天街L字地区再開発検討専門部会)

6-1. 専門部会の概要

計画の策定には、有識者・事業者の代表・商店街の代表・福祉関係団体の代表・関係行政機関など、様々な関係者が参加した専門部会を設置し、検討を進めました。

銀天街 L 字地区 再開発検討 専門部会 委員名簿

区分	所属	役職	氏名
有識者	愛媛大学社会連携推進機構 アーバンデザイン研究部門	教授	曲田 清維※1
	愛媛大学 社会共創学部環境デザイン学科	教授	松村 暢彦※2
	松山大学経営学部	准教授	河内 俊樹
地元団体等の代表	松山商工会議所地域振興部	部長	三好 博
	伊予鉄道(株)	常務取締役	(玉井 伸二) 中尾 均
	(株)まちづくり松山	代表取締役 社長	加戸 慎太郎
	(株)日本政策投資銀行 松山事務所	所長	千葉 幸治
地元地権者及び商店街の代表	松山銀天街 L 字地区再開発全体協議会	会長	伊賀上 浩
	松山銀天街第一商店街振興組合	理事長	(西村 正) 藤堂 幸司
福祉関係団体の代表	松山市障害者団体連絡協議会	会長	武智 幸男
	松山市高齢クラブ連合会	副会長	(植木 紀代) 山根 千尋
	特定非営利活動法人 子育てネットワークえひめ	理事	谷岡 加寿美
関係行政機関	愛媛県土木部 道路都市局都市計画課	課長	野間 俊男
	愛媛県土木部 道路都市局建築住宅課	課長	黒河 孝俊
	愛媛県松山東警察署	交通 第一調査官	(渡辺 清文) 野本 敬三

※1 会長、※2 副会長

カッコ内は、前任者の氏名



6-2. 専門部会の開催経過

専門部会は計4回にわたり開催され、基本計画への意見交換が行われました。

第1回：平成27年11月12日

議事内容

- ①事業の概要とこれまでの経緯
- ②地区の現状把握
- ③権利者・市民への意向調査
- ④今後の進め方



第2回：平成28年2月4日

議事内容

- ①第1回専門部会の振り返り
- ②アンケート結果の報告
- ③先進事例の報告
- ④施設需要の検討



第3回：平成28年5月31日

議事内容

- ①第2回専門部会の振り返り
- ②地区の将来ビジョン（案）
- ③実現に向けた都市機能の検討
- ④需要調査結果の報告



第4回：平成28年9月2日

議事内容

- ①第3回専門部会の振り返り
- ②地区の方針（再開発のシナリオと整備イメージ）
- ③実現に向けた整備手法など
- ④銀天街L字地区再開発等基本計画（案）について



銀天街 L 字地区再開発等基本計画

発 行 日 平成 28 年 12 月

編集・発行 松山市都市整備部都市デザイン課

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 番地 2

TEL:089-948-6466

FAX:089-934-1807

E-mail:design@city.matsuyama.ehime.jp